

学生の皆さんへ

## 新型コロナウイルス感染時・発生時の対応について

10月下旬以降、全国的に新型コロナウイルス感染者数が急増して、感染者数・重症者数は過去最高を記録するなど、新型コロナの「第三波」が到来したと言われています。新型コロナウイルスは幅広い地域と幅広い年代層に広がっており、医療崩壊の危機に直面する地域も出てきました。

福島大学では、10月から対面授業を再開し、課外活動も一部認めています。地域の感染ステージが上がった場合や大学内でクラスター（集団感染）が発生した場合は、再び遠隔授業に戻し、学生の諸活動に厳しい制限を課すことになります。

いまこそ皆さん一人ひとりの強い自覚に基づいた慎重な行動が求められています。

だれもが「感染者」「濃厚接触者（※）」になる可能性があるという認識で、11月24日に通知した「新型コロナウイルス防止のための学生行動ガイドライン（第8版）」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止について（注意喚起）」に従った行動をとってください。

1. 毎日、朝夕2回検温し、「体温・行動記録表」に記録する。
2. 身体的距離をとり、マスクを着用し、こまめに手洗いし、アルコール消毒をする。
3. アルバイトや余暇等も含むすべての場面で、「3密」を避けるとともに、定期的に換気し保湿を確保する。
4. 友人同士の多人数（概ね3人以上）での飲食は自粛する。

※ 濃厚接触者の定義の一つに、「手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクなど必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者」がありますので、人と近くで会話するときは必ずマスクを着用しましょう！

また、「Ⅰ. 自分自身に風邪症状がある／感染が疑われる場合」、「Ⅱ. 学内で感染が発生した場合」、次のルールに従って行動してください。

### Ⅰ. 自分自身に風邪症状がある／感染が疑われる場合の対応

1. 軽度の風邪症状がある場合は、登校せず自宅等で療養してください。

その際必ず、「体温・行動記録表」をつけてください。

症状がなくなって少なくとも2週間が経過するまでは、

「体温・行動記録表」を記録し続けてください。



体温・行動記録表

2. 次のいずれかの症状がある場合は、**かかりつけ医または受診・相談センター（0120-567-747）**に電話連絡し、相談・指示を仰いでください。

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

- ② 高齢者、糖尿病や心不全等の基礎疾患等のあるかた、妊娠中のかたで、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ③ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
  - ④ 嗅覚味覚障害（急に「におい」や「あじ」の異常を感じるようになった）がある場合
3. 相談の結果、PCR 検査・抗原検査を受けることになったら、検査予定日時と結果判明日時をすぐに**保健管理センター**へ連絡してください。PCR 検査・抗原検査を受けない場合は、保健所等からの指示に従い医療機関を受診するか、1、2に戻って行動してください。
4. PCR 検査・抗原検査の結果が出たら、陽性・陰性いずれの場合も、すぐに**保健管理センター**へ結果を報告してください。
5. 1～4以外でなにか相談等があれば**保健管理センター**へ連絡してください。

## II. 大学関係者に感染者が出た場合の対応

1. 学生、教職員、大学に出入りする第三者等が新型コロナウイルス陽性と判定され、学内での感染拡大の恐れがあると本学が判断した場合は、行政・保健所による公表の後、ライブキャンパス（メール機能）でその旨を連絡します。また、個人が特定できない範囲で、大学ホームページ等で感染の事実を公表する場合があります。

福島市保健所と相談のうえ、必要な場合は消毒作業を行いますので、立ち入り禁止エリアには立ち入らないようにしてください。具体的な指示があるまでは、冷静かつ慎重な行動をとり、デマや不要な情報発信は慎んでください。

2. 感染発生後は、**福島市保健所**（※）が、感染経路を調査して濃厚接触者等（※※）を特定します。保健所から連絡を受けた場合は、その指示に従うとともに、すぐに**保健管理センター**に連絡してください。

濃厚接触者等を特定し、皆さんの健康と安全を守るために、大学から保健所に対して必要な個人情報（住所・氏名・電話・メールアドレス）を提供しますので、ご了承ください（※※※）。

（※）福島市以外の居住者については、居住地の保健所から連絡が来る場合があります。

（※※）濃厚接触者でなくても保健所の判断で連絡が来る場合があります。

（※※※）独立行政法人等が保有する個人情報については、「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」は行政機関等に対して提供できると法律で定められています（「独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律」第9条第2項）。

3. 2以外の方で、発熱や咳等の風邪症状等がある方は、自分の2週間の「体温・行動記録表」を準備したうえで、**かかりつけ医または受診・相談センター**（0120-567-747）もしくは**福島市保健所**（024-573-5227）または**居住地の保健所**に電話連絡して相談し指示を仰いでください。また、その結果を**保健管理センター**へ報告してください。

また、「**I. 自分自身に風邪症状がある／感染が疑われる場合の対応**」にも従って行動してください。

4. 2, 3以外の症状がない方は、念のため「体温・行動記録表」を少なくとも2週間つけて健康観察を行ってください。万が一その間に症状が出た場合は、3に従って行動してください。

5. 感染状況に応じて、大学から症状等に関するアンケート調査を依頼する場合がありますので、その際には協力願います。

6. 感染者の症状の有無、大学内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否などを総合的に考慮して、大学としての方針（対面授業を継続するか否か、大学を臨時休業にするか否かなど）を決定し、ライブキャンパス（メール機能）で連絡します。

かかりつけ医または受診・相談センター  
TEL：0120-567-747（毎日24時間対応）

**【感染症全般に関すること】**

保健管理センター

HP：<http://www.hcc.fukushima-u.ac.jp/posts/news53.html>

TEL：024-548-8068（平日 9:00-12:30 13:30-16:30）←できる限り電話で連絡してください

E-mail：[hcc-admin@ipc.fukushima-u.ac.jp](mailto:hcc-admin@ipc.fukushima-u.ac.jp)

**【学生生活全般に関すること】**

学生・留学生課

TEL：024-548-8061（平日 8:30-17:00） E-mail：[gakusei-k@adb.fukushima-u.ac.jp](mailto:gakusei-k@adb.fukushima-u.ac.jp)

**【授業、実習等全般に関すること】**

教務課 各学類・研究科担当係

・人間発達文化学類、人間発達文化研究科

[k-ningen@adb.fukushima-u.ac.jp](mailto:k-ningen@adb.fukushima-u.ac.jp)

・行政政策学類・夜間主、地域政策科学研究科

[kyoumu2@adb.fukushima-u.ac.jp](mailto:kyoumu2@adb.fukushima-u.ac.jp)

・経済経営学類、経済学研究科

[k-keizai@adb.fukushima-u.ac.jp](mailto:k-keizai@adb.fukushima-u.ac.jp)

- ・共生システム理工学類、共生システム理工学研究科 k-rikou@adb.fukushima-u.ac.jp
- ・人文社会学群夜間主コース(現代教養コース) kyomujoho@adb.fukushima-u.ac.jp
- ・食農学類 k-syokunou@adb.fukushima-u.ac.jp

※ 本文書は、「新型コロナウイルス感染拡大を防止するための学生行動ガイドライン」を補足するものとして策定しました。